

## 岐阜シニアクラブ 憲法は誰のためにあるのか 憲法について学ぶ

2月15日、サンワーク大垣会場で来賓5名、会員46名出席の中開催。主催者挨拶後、JAM東海・大宮満氏より「春闘交渉と働き方改革」の話を受け、研修会への激励の言葉を頂いた後、近藤昭一先生から憲法についての講演を受けた。

講演では憲法と法律について話され「法律は国家が国民に義務を課せ、憲法は国家を制限し国民の自由と権利を保障されるもので、憲法第13条には「すべて国民は個人として尊重されるべき」とある。個人の尊厳が憲法の一番の理念あると同様に、どのような人であろうと生まれながらにして尊厳を持った特別な個人である。尊厳をもって生きていくためには様々な権利が保障され、全ての人が平等に扱われる必要があるとの話がされた。

憲法改正案は、現日本憲法は国家があつての国民という考えを持ち、国民は国の役に立つかどうか問われる。現国会で問われている憲法9条を改正することは、日本は戦争を放棄することをやめる事であり、改正された憲法は、再度日本が戦争で大打撃を受けるなどしない限り再改正はないだろう。そうならないためには戦争が行われる前に平和に暮らせる流れを作るのが大切ではないかと力説した。しかし現在安倍政権の政治の流れはどうでしょうか。

森友学園、桜を見る会等が問題視されている中、事務官に責任を背負わせ、隠蔽しようとしている。本当に襟を正し法律に則って政権を進めているのか、世論調査をみても半数以上が、安倍総理の声を信じていないことが明確である。憲法や法律は政治家及び国民が守るべきではないでしょうか。本日の講演を聴き大変教えられることが多々ありより勉強になった。

